

大学評価、短期大学認証評価の 目的・特徴、基準等について

第4期機関別認証評価にかかる説明会
(2023.11.20 於A P東京八重洲)

公益財団法人大学基準協会

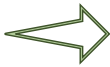
大学評価※の目的

対社会



① 本協会が定める「大学基準」に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、大学の教育研究活動の質を社会に対し保証すること。

対大学



② 大学評価結果の提示、評価を通じて見出された改善事項(「改善課題」、「是正勧告」)に関する報告書(「改善報告書」)の検討とその結果の提示といった一連のプロセスを通じて、大学の改善・向上を継続的に支援すること。

対大学/
対社会



③ 評価を通じて大学の社会的存在理由を明らかにすることに貢献し、大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること。

※ 本スライド以後「大学」、「大学評価」は、特に断らない限り「短期大学」、「短期大学認証評価」を含みます。

大学評価の特徴

- ① 内部質保証システムの有効性に着目した評価
- ② 自己改善機能を重視した評価
- ③ 理念・目的の実現に向けた取り組みを重視し、充実・向上を支援する評価
- ④ 継続的な改善・向上を支援する評価
- ⑤ 社会に対する質保証を担う評価
- ⑥ 大学の説明責任の履行に寄与する評価
- ⑦ ピア・レビューによる評価

基準の構成 (大学基準、短期大学基準共通)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 理念・目的 | 2. 内部質保証 |
| 3. 教育研究組織 | 4. 教育・学習 |
| 5. 学生の受け入れ | 6. 教員・教員組織 |
| 7. 学生支援 | 8. 教育研究等環境 |
| 9. 社会連携・社会貢献 | 10. 大学運営・財務 |

改定前は、
「教育課程・学習成果」

基準の特徴

大学評価の基準、大学にとっての指針

- 大学評価の基準であるとともに、大学が自己点検・評価等において参照し、適切な水準の維持・向上を図る指針ともなるもの。

理念・目的の尊重

- 各大学が掲げる理念・目的の実現を尊重し、各大学がそれぞれ発展を遂げる上で踏まえなければならない事柄を基準化。

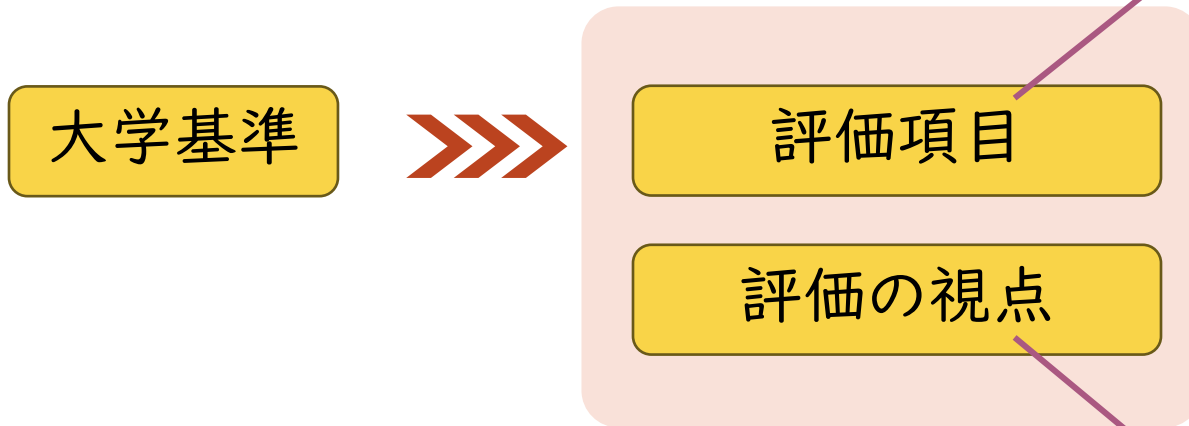
「基準」と「解説」による構成

- 「基準」と「解説」2つがともに大学基準、短期大学基準の内容をなす。

大綱的内容

解説

基準と評価項目、評価の視点



大学基準の内容を、自己点検・評価及び評価者による評価の枠組みとなるように定めたもの。各項目が自己点検・評価及び大学評価の基本的な単位。

評価項目の内容を補完し、自己点検・評価及び評価者による評価の具体的なポイントを明らかにしたもの。

本協会があらかじめ示す視点のほか、大学が独自に視点を設けて自己点検・評価することは可能。

2023年9月改定の主なポイント

内部質保証の「解説」の整理

- いわゆる教学マネジメントに関わる内容を明確化。
- 情報公開の一環において学生の学習実態、学習上の成果に関する情報を公表する重要性を明確化。

...

内部質保証の主要な要素は、教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学習の適切性を確保するための一連の活動である。そのなかでは、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針をまず設定するとともに、教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。また、理念・目的、3つの方針等に照らした教育活動の有効性の検証と、その検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。...

(大学基準、短期大学基準 ともにp.6)

2023年9月改定の主なポイント

3層にわたる質保証の重要性

- 内部質保証は、機関レベル、プログラムレベル、授業科目レベルの3層で考えることが1つのあり方。基準においてもこのことを意識し、特にプログラムレベル（学部・研究科レベル）における自己点検・評価活動に関して、内容を充実。

…大学は、教育課程及びその内容、方法、学生の主体的、効果的な学習のための諸措置の適切性について、定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し評価した学生の学習成果を適切に活用するとともに、学習状況等に目を向けるほか、学生の意見や外部の視点を取り入れるなど、可能な限り多角的な視点から検証し、自己点検・評価の客観性や有効性を高めていくことが重要である。

基準のほか、
評価の視点で詳述。

(大学基準、短期大学基準 ともにpp.7-8)

2023年9月改定の主なポイント

基準4は「教育・学習」に

- 教員側の働きかけである「教育」ばかりでなく、学生の「学習」についてもより意識的に目を向けられるように配慮。
- 基準のさまざまなところで「学習」ないし「学習成果」の視角から内容を補足。

設置基準改定(2022年10月)への対応

- 「教育研究実施組織」が規定されたことや、基幹教員制が導入されたことを踏まえ、基準6「教員・教員組織」に、教員と職員の役割分担、責任の明確化と協働・連携に関する内容を追加。

…また、教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動の実現を図らなければならない。このほか、大学は教員の業務状況を適切に把握する必要がある。…

(大学基準、短期大学基準 ともにp.8)

2023年9月改定の主なポイント

人権への配慮

- 基準7「学生支援」において、これまではハラスメント防止のみが書かれていたが、学生の多様性、その人権への配慮の重要性に鑑みて、内容を補足。

…学生が学習に専念し、安定した学生生活を送っていくためには、各種の支援を行うだけでなく、学生の人権に配慮した取り組みが欠かせない。大学は、ハラスメントの防止、個人情報の保護はもとより、プライバシー、その他諸個人の尊厳に配慮することで、基本的人権が保障されるよう十分留意していく必要がある。…

(大学基準、短期大学基準 ともにp.9)

研究環境整備、研究支援の内容整理

- 研究成果を継続的に生み出すための環境整備や支援の重要性に鑑み、基準8「教育研究等環境」の内容を見直し。

…適切な教員研究費の支給や研究室の配備に加え、研究時間の確保及びティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)や専門的な研究支援人材の活用を図るなど、教員が研究活動を活性化させ得る環境を長期的な視点に立って整備する必要がある。…

(大学基準、短期大学基準 ともにp.10)

2023年9月改定の主なポイント

設置・管理する法人に関する内容補足

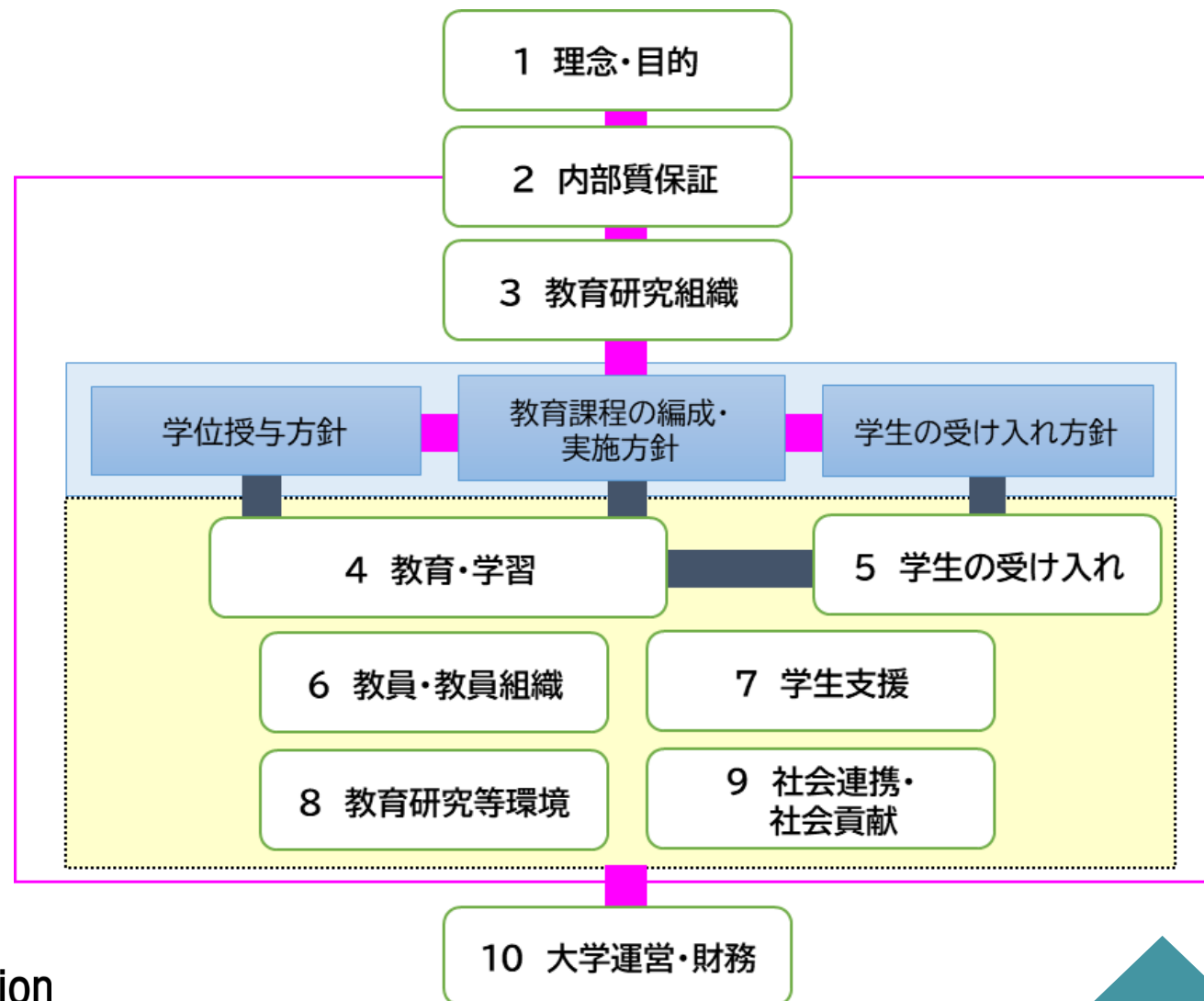
- 大学を管理するものとしての法人運営そのものの適切性も問われるべきであるため、基準10「大学運営・財務」において「適切な運営・連携体制」の構築を求める内容に改定。
→ 基準のほか、評価の視点で詳述。

(これまで：教学組織と法人組織の関係は「適切な連携体制」のみが文言化。)

基準の解釈・適用にあたってご留意願いたいこと

● 基準の連関性

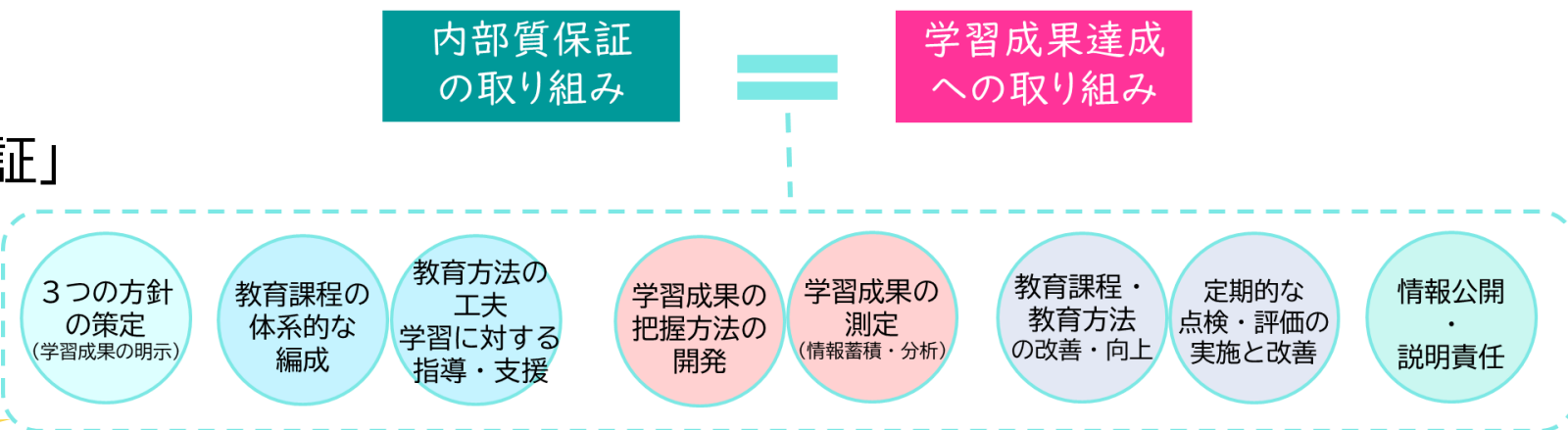
- 大学基準は全て連関した構造になっており、大学基準が含む10基準をそれぞれ別個に解釈・適用しないことが重要。



基準の解釈・適用にあたってご留意願いたいこと

● 基準の連関性(つづき)

- 例えば基準2「内部質保証」と基準4「教育・学習」とは強く連関。



- 教育の一連のプロセスという意味で、基準4の範囲
&
自己点検・評価に関わることはもとより、全学的あるいは部局内でのマネジメント等も関わってくる意味で、基準2の範囲。

→ 点検・評価報告書の作成においても留意が必要。

提言

特に優れた取り組み	長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。
長所	理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。
改善課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくために改善の検討を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の軽度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる問題として必ず改善を求めるもの。
是正勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくうえで重大な問題として抜本的な改善を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の重度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる重大な問題として必ず改善を求めるもの。

優れた取り組みについては、2段階で評価結果に記載。

改善報告が必要。

改善課題及び是正勧告は、当該大学の理念・目的、方針との関係でなされるもの。法定事項等に係る問題を指摘することに限らない。

判定

適合	大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、大学基準を満たしている。
不適合	重要な事項において問題があり※大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、大学基準を満たしていない。

※「重要な事項における問題」:

- その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
- その問題によって、当該大学の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
- 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や大学の運営等に与える影響が大きい。

◆ 詳細は、「判定の基準とその運用指針」参照。

評定

- 大学基準の10基準ごとにつけるもの。
- 評価結果に付して公開。
- 大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かが目安。
→ 同じ評定であっても大学ごとに内容は異なっていること、また評定の違いは優劣の違いではないことに、注意が必要。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。

ご清聴下さり、ありがとうございました。

本協会ではご質問を受け付けています。
質問は下記までお寄せください。

kikaku@juaa.or.jp (大学基準協会事務局)



基準、評価項目・評価の視点、
パブリック・コメント



第4期機関別認証評価に関する
各種情報掲載ページ